

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日となる)

## 目次

◇規則 市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

◇監査公告 監査の結果の公表

◇公告 昭和四十五年度鳥取県育英奨学生募集要領

## 規則

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付

税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十五年一月鳥取県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号のイを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下本条において「市町村分割法人」という。）に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によって、次の算式によって算定した額

算式

$$A \times 0.076095 \times 1.001028 + B \times 0.06675 \times 1.000332 + C \times 0.06675 \times 1.001289$$

算式の符号

A 昭和43年10月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

B 昭和44年2月1日から昭和44年9月30日までの間に事業年度

が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年5月31日までの間に、昭和44年4月1日から昭和44年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年12月1日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

○ 昭和29年4月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和43年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和43年3月31日（昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和43年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和43年12月1日から昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度分の昭和43年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額

第三卷第二節のイの算式の空欄に「イ」を記入する。

△ 昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和43年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、

更正又は決定による課税標準額とする。）

○ 昭和43年4月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和43年11月30日までの間に、昭和43年10月1日から昭和44年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の普通交付税の算定に用いる。

監 査 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和43年度に係る下記機関の監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和45年3月31日

鳥取県監査委員	山形 利男
同	圓井 潔
同	遠藤 寿雄
同	奥田憲太郎

財団法人 鳥取県消防協会  
 財団法人 鳥取大学工学部設置促進期成同盟会  
 青少年育成鳥取県民会議  
 鳥取県国民健康保険団体連合会  
 財団法人 鳥取県福祉事業団  
 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会  
 鳥取県信用保証協会  
 財団法人 鳥取県開発公社

鳥取県住宅供給公社  
鳥取県農業会議

鳥取県果実農業協同組合連合会  
鳥取県森林組合連合会

鳥取県土地改良事業団体連合会  
財団法人 鳥取県農業拓殖基金協会

社団法人 鳥取県肉用子牛生産格安定基金協会  
財団法人 鳥取県育英会

鳥取県体育協会  
鳥取県新生活運動協議会

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
法団財人	昭和45年1月30日	圓井 潔
鳥取県消防協会		同 遠藤 寿雄
		同 奥田憲太郎

4 指摘事項  
特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
財団法人	昭和45年2月6日	監査委員 圓井 潔
鳥取大学工学部設置促進期成同盟会		同 遠藤 寿雄

4 指摘事項  
特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
-----------	-----------	---------

青少年育成鳥取県 民会議	昭和45年2月6日	監査委員	圓井 淳 遠藤 寿雄
4 指摘事項 特記事項なし。		同	同
1 監査実施箇所名 鳥取県国民健康保 険団体連合会	2 監査執行年月日 昭和45年2月9日	3 監査執行者 監査委員	山形 利男 圓井 淳 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
4 指摘事項 特記事項なし。		同	同
1 監査実施箇所名 財団法人 鳥取県福祉事業団	2 監査執行年月日 昭和45年2月13日	3 監査執行者 監査委員	山形 利男 圓井 淳 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
4 指摘事項 (1) 事業団の退職給与 積立金設置規程第4条に「役職員の毎年度末現在 における退職給与金を仮計算し、前年度同期における退職給与金仮計 算額を控除した差額をその年度末日までに、それぞれ所属する会計よ り積立金会計に繰入れるものとする。」と規定されているが、県から 委託を受けて実施している特別会計大山観光会館運営事業、同じかの 和泉荘運営事業、同鹿野かちみ園運営事業の各会計からは退職給与積 立金が繰り入れられていない。規定の定めるところにより積み立てす る要がある。			
1 監査実施箇所名 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	2 監査執行年月日 昭和45年2月17日	3 監査執行者 監査委員	山形 利男 圓井 淳 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
4 指摘事項 (1) 補助対象事業費で購入された郵便切手が出納簿に登記されていない ものがあつた。受払を厳にすべきである。 (2) 世帯更生資金の償還金は、市町村社会福祉協議会が借受人から受領 し、遅滞なく県社会福祉協議会へ送金するよう貸付規程に規定されて いるが、なかには数か月分を取りまとめで送金されているものがあつ た。このことの解消についてはかなり努力されているが、的確な債 権管理および資金の効率的な運用を図るうえから、さらに速やかに送 金が得られるよう配慮する要がある。			
1 監査実施箇所名 鳥取県信用保証協会	2 監査執行年月日 昭和45年2月12日	3 監査執行者 監査委員	山形 利男 圓井 淳 遠藤 寿雄 奥田憲太郎
4 指摘事項 特記事項なし。		同	同
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	

<p>財団法人 鳥取県開発公社</p> <p>昭和45年1月29日</p> <p>監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎</p> <p>4 指摘事項 特記事項なし。</p>	<p>同</p> <p>同 奥田憲太郎</p>
<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県住宅供給公社 昭和45年1月29日 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎</p> <p>4 指摘事項 (1) 共通勘定経費を年度末において、積立金会計、一般会計の一般管理費及び各地の建設工事にそれぞれ配賦しているが、この内容を検討すると、積立金会計に属さないもの、各地間での配賦に適正を欠くもの等がある。 (2) 昭和42年度以前に、宅地分譲契約を締結し代金を完納した譲受人が、都合により昭和43年度になつて解約し申し出たため、同宅地の買戻しをしていた。 この場合に、昭和43年度の事業収入の減として処理していたが、その内容が過年度に属するものもあるので、「事業資産」「分譲用造成土地」の取得として経理する必要がある。</p>	<p>同</p> <p>同 奥田憲太郎</p>
<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県農業会議 昭和45年1月28日 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄</p>	<p>同</p> <p>同 奥田憲太郎</p>
<p>4 指摘事項 特記事項なし。</p> <p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県森林組合連合会 昭和45年2月16日 監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎</p> <p>4 指摘事項 特記事項なし。</p> <p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県土地改良事業団体連合会 昭和45年1月30日 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎</p>	<p>同</p> <p>同 奥田憲太郎</p>
<p>4 指摘事項 (1) 県土地改良事業団体連合会補助金で、換地、技術研修および広報活動に要した事業費271,504円に対し補助金250,000円を交付している前記事業費中に職員の「俸給」131,044円が含まれているが、本来、こ</p>	<p>同</p> <p>同 奥田憲太郎</p>

の種の事業費に対する補助は事業に要する直接経費を対象とすべきであり、本件のように団体の経常的経費と目される職員費の一部まで含めて補助対象にするのは適当でない。従つて、職員費につき補助を要する場合は運営費補助として別途、方途を講ずるべきであると思われるので検討善処されたい。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	財団法人		昭和45年1月30日		監査委員 圓井 潔
	鳥取県農業拓植基金協会		同		遠藤 寿雄
			同		奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 当協会の業務執行にかかる事務は、鳥取県農業協同組合中央会職員に行なわせているが、その事務処理に関する委託契約を締結せず、人件費730,000円(1人)を支出していることは適当でない。また、監査の結果によればその事務量は僅少で前記人件費は過大と認められる。明確なる算定基礎に基づき契約により支払うべきである。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	社団法人		昭和45年2月12日		監査委員 山形 利男
	鳥取県肉用子牛価格安定基金協会		同		圓井 潔
			同		遠藤 寿雄
			同		奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 当協会の業務および財務処理の一部を鳥取県経済農業協同組合連合会職員に行なわせているが、その事務処理に関する委託契約を締結せ

ず、これが事務委託費120,000円(1人)を支出していることは適当でない。事務処理に関する委託契約を締結して該事務を行なう要がある。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	財団法人		昭和45年1月26日		監査委員 山形 利男
	鳥取県育英会		同		圓井 潔
			同		遠藤 寿雄
			同		奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 当会が経営している学生寮(収容定員、明倫館150人、清和寮66人、誠之館100人)は、寮費による独立採算を実施しており、寮生の通学距離、学年末の中途退寮等のため欠員があり、寮単独収入では経営が困難であるため、昭和43年度において寮運営経費に対し1,083,000円(明倫館250,000円、清和寮351,000円、誠之館482,000円)の補助金の交付を受けていたが、この補助金の交付申請書に添付されている事業計画書には補助対象となる事業費が明記されていない。本補助金は昭和43年度に創設されたものであり将来継続して補助金が交付されるものであれば県において補助要綱を作成し、それに基づいて交付するようになされたい。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県体育協会		昭和45年1月26日		監査委員 山形 利男
			同		圓井 潔
			同		遠藤 寿雄
			同		奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 体育大会開催事業で、各種別別大会等97大会を開催するに要する経費1,030,000円に対し補助金600,000円の交付を受けていたが、この補助事業は当体育協会に加盟している27競技団体、各部市体育協会および中学校体育連合に対し事業費の全額を配分し、配分された事業費に各競技団体等の自己財源(総額2,883,747円)とあわせて、それぞれの団体で実施しており、第23回県民体育大会開催事業については、事業費1,106,000円に対し1,026,000円の負担金の交付を受けていたが、この事業についても事業費のうち大会本部経費450,200円を除き、各種別別競技運営費655,800円はそれぞれの競技団体に交付し実施されていた。従つて各競技団体等に配分された経費にかかる使途明細が不明であり、証拠書類も整備されていない。鳥取県補助金等交付規則の定めるところによる事務処理とするよう取扱いをさらに検討し遺憾のないよう指導されたい。

また、前記体育大会開催事業の補助条件で「補助事業の内容を変更する場合にはあらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。ただし競技事業内の20%以内の軽微な変更についてはこの限りでない。」と定められているが、承認を要する変更について所定の手続がとられていない。補助条件の定めるところに従つて事務処理を行なうよう厳に留意されたい。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県新生活運動協議会		昭和45年1月27日		監査委員 圓井 潔
				同	遠藤 寿雄
4	指摘事項				特記事項なし。

### 公 告

昭和45年度鳥取県育英奨学生募集要領により実施する。

昭和45年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

昭和45年度鳥取県育英奨学生募集要領

#### 1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

#### 2 出願資格

##### ◎ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、品行が正しく、かつ、身体が健康であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区 分	所 得 基 準 額	
	人	千円
世 帯	1	350
	2	680
	3	850
	4	1,010
	5	1,170
人 員	6	1,310
	7	1,450

備考 世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに140千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得  
俸給、給料、賞金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（専従者給与、遺族扶助料等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等の支払金額）から必要経費として所得税法（昭和40年法律第35号）に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。  
なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

給与所得控除額の簡易計算方法は、次のとおりである。

給与等の収入金額が

(ア) 900,000円までの場合

給与額の20%+80,000円

(イ) 900,000円をこえ1,100,000円までの場合

給与等の額×14%+134,000円

(ウ) 1,100,000円をこえ2,100,000円までの場合

給与等の額×4%+244,000円

(エ) 2,100,000円をこえ3,100,000円までの場合

給与等の額×2%+286,000円

(オ) 3,100,000円をこえる場合は348,000円

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、茶種、家きんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを所得金額とする。この所得金額は、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残つていもの（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。



特別控除額表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
母子世帯であること。	35,000円
就学者のいる世帯であること。	小学生児童 1人につき 34,000円 中学生生徒 1人につき 36,000円 高等学校生徒 1人につき 65,000円 高等専門学校学生 1人につき 78,000円 大学生 1人につき 92,000円
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	それぞれの事情によつて経常的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者については1人につき72,000円を限度とし、長期療養者については1人につき150,000円を限度とする額
家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額、ただし130,000円を限度とする
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期的にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1人につき180,000円ただし、その所得が180,000円未満の場合は、その金額

(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学金を受けるとになつた場合に、他の奨学金の貸与又は支給を辞退するときは除く。

(5) 奨学金を受けるとになる日(昭和45年4月1日)の1年前から引続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人

大学奨学生 40人(このうち5人は同和地区出身者に限る。)

4 奨学金の額

高校在学中 月額 2,500円

大学在学中 月額 7,000円

5 貸与の期間

奨学金貸与の期間は、昭和45年4月から次に掲げる終期までとする。

(1) 高校奨学生にあつては大学の正規の修業年限の終期

(2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人としうち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人という。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和45年4月1日(水)から

昭和45年4月15日(水)まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和45年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和45年5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行なう。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。